

解体工事業登録申請等の手引～平成31年度版の主な変更点

ページ	箇所	主な変更点
P1	解体工事業について	解体工事について具体例を記載。
P2	(1) 登録を必要とするもの（解体工事業者）（法第21条第1項）	解体工事業登録が不要な建設業許可業種について、現行法に合わせて「土木一式・建築一式・解体工事業」に修正。 また、経過措置の終了に伴い、令和元年6月1日以降は、とび・土工・コンクリート工事業の建設業許可を受けた者であっても、解体工事を施工することができない旨を記載。
P5～6	2 申請手続	旧手引ではP20～21に記載していた、郵送方法や申請書類の入手場所等について、P5～6へ掲載。
P8～10	別表 （申請書類及び添付書類）	申請で必要となる提出資料書類や確認事項・注意事項等について、全体的に見やすく整理。